

見本

前回の認定日（初回の方は受給手続きをされた日）から認定日前日までに、仕事をした場合「ア した」に○、していない場合は「イ しない」に○をつけてください。

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就業又は内職又は手伝いをしましたか。	ア した 就業又は就業をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。	3 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	4 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
--	--	-----	---	-----	---

2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額（何日分）などを記入してください。	収入のあった日 月 日 収入のあった日 月 日 収入のあった日 月 日
--	---

仕事をした場合は働いた日に○または×をつけ、収入があった場合は収入も申告してください。（しおりP15～16参照）

3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。					
(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。					
求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容		
ア 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等	3/19	ハローワーク○○	職業相談		
イ 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等					
ウ 派遣元事業主による派遣就業相談等					
エ 公的機関等による職業相談、職業紹介等					
(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。					
事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ	応募の結果
株式会社 ○○ (電話番号 00-0000-0000)	3/10	書類送付	営業	ア 知人の紹介 イ 新聞広告 ウ 就職情報誌 エ インターネット オ その他	結果待ち
(電話番号)				ア 知人の紹介 イ 新聞広告 ウ 就職情報誌 エ インターネット オ その他	
イ 求職活動をしなかった (その理由を具体的に記載してください。)					
新型コロナウイルスの感染防止のため、求職活動が行えなかった。					

どちらかに○

新型コロナウイルスの影響により求職活動ができなかった場合、このように記入してください。

4 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事を紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる イ 応じられない	イに○印をした人は、すぐに応じられない理由を第2頁の注意の8の中から選んで、その記号を○で囲んでください。
5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就職 イ 自営	(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職 月 日より就職(予定) 月 日より自営開始(予定)

雇用保険法施行規則第2条第1項の規定により上記のとおり申告します。	令和2年○月○日 (この申告書を提出する日)	公共職業安定所長 殿 地方運輸局長 殿	受給資格者氏名 ○○ ○○ 印 支給番号 (00-000000-0)
-----------------------------------	---------------------------	------------------------	---

※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄	1. 生年月日	2. 未支給区分	3. 内職又は手伝いによる収入
4. 求職活動日数	5. 就業手続支給日数	6. 就業手続に相当する特別給付支給日数	7. 就業手続に相当する特別給付支給日数
次 回 申 告 日 ・ 期 間	月 日 月 日	※連絡事項	
月 日 時から 時 まで			
連絡先: 080-0000-0000 高齢である(基礎疾患を有する/妊娠中である)ことから新型コロナウイルス感染症の感染防止のため安定所に出頭することが困難			

昼間連絡可能な電話番号と、来所が困難な旨をこのように記入してください。

認定日の日付を記入。

郵送による失業の認定 Q&A

Q

郵送による失業認定が行えるのはどのような方ですか？

A

①高齢の方(概ね60歳以上)

②基礎疾患を有する方

③妊娠中の方

以上のいずれかに該当し、感染予防のため、来所を控えたいとハローワークに申し出をされた方が対象になります。

Q

何を郵送すればよいですか？

A

「雇用保険受給資格者証」及び「失業認定申告書」をご郵送ください。

Q

いつ郵送したらよいですか？

A

当初指定の認定日以降、概ね一週間程度の間に受給しているハローワーク宛に発送してください。

郵送の際は、郵便事故防止のため、なるべく特定記録等での郵送をお願いします。

Q

失業認定申告書はどのように記入したらよいですか？

A

記入方法については、「失業認定申告書(見本)」及び「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおりP15～16」を参照の上、ご記入ください。

失業認定申告書の記載内容について、記入漏れやお尋ねしたいことがある場合は、電話等による確認をさせていただくことがありますので、失業認定申告書の備考欄に昼間連絡可能な電話番号を記載してください。

Q

新型コロナウイルス感染防止のため、求職活動ができていませんが、受給できますか？

A

郵送による認定を行う方については、結果として求職活動が行えなかった場合も受給ができます。「失業認定申告書(見本)」のとおり、3欄の(イ)に○をつけ、「新型コロナウイルス感染防止のため、求職活動が行えなかった」と記入してください。

Q

郵送後はどのように手続きが進みますか？

A

書類到着後、失業の認定及び振込等にかかる処理を行った上で、「雇用保険受給資格者証(処理内容を印刷したもの)」と「次回の失業認定申告書(支給終了となる方を除く)」を返送いたします。

書類到着後、支給まで3週間程度かかる場合がありますのでご注意ください。

